

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

## 緊急事態宣言に伴う教育・保育施設の 登園自粛要請

保護者の皆様ならびに教育・保育施設職員皆様の、新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力ありがとうございます。

4月16日付で、政府から全国に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく**緊急事態宣言**が発出され、高知県より感染防止のため、**昼夜を問わない不要不急の外出の自粛**を要請されています。

教育・保育施設では、多数の児童、保護者が出入りし、集団感染のリスクがあると、考えられることから、家庭保育の協力をお願いしておりました。

緊急事態宣言の発出を受け、度重なるお願いではございますが、感染拡大防止のため、以下の対応を強く要請いたします。

### 【対応】

- ・ご家庭で保育が可能な方は、**登園を自粛**してください。
- ・仕事などの調整が可能な方は、

**遅めの登園や、早めのお迎え**など

預かり時間の短縮に、ご協力ください。

### 【登園自粛】

登園を自粛していただいた0歳から2歳クラスの保育料は、日割り計算を行い、日数に応じて返還させていただきます。

自粛要請期間中に1日も登園しない場合でも、認定期間中は、退園対象となりません。

### 【臨時休園等について】

教育・保育施設で感染者が出た場合は、その患者の最終登園日の翌日から、14日間の休園を予定しています。

職員・園児は患者との接触が考えられることから、感染拡大防止のために、他の保育園等で、休園となった園児の保育を実施することはできません。

休園となった保育施設を利用されているお子さんのきょうだい児が、他の保育園等を利用されている場合、休園の間は登園自粛をお願いします。